

小型充電式電池を収集運搬する場合の事業計画等の記載例

様式第六号の二（第九条の二関係）

（第1面）

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

小型充電式電池（汚泥※▲、廃プラスチック類*※、金属くず*）

・県内事業場から排出される小型充電式電池を収集し、自社積替え保管施設で保管し、中間処分場（焼却）へ運搬する。

この記載例では、小型充電式電池に関する内容のみ記載しています。
実際の事業計画によっては、他の品目についても記載が必要な場合があります。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

No.	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	小型充電式電池（汚泥※▲、廃プラスチック類*※、金属くず*）	0.4t/月	固形	半田(株)「他5社」 半田市出口町1丁目××番地●号	津島市西柳原町 1丁目〇〇番	春日井(株)（焼却） 春日井市柏井町2丁目××番地 0566-00-0000
2				()書きで予定運搬先の処分方法を記入してください。		
3						
4						
5						
6						
7						
8	※は、石綿含有産業廃棄物を除く ▲は、水銀含有ばいじん等を除く *は、自動車等破砕物を除く					

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	キャブオーバ	名古屋 100 う 33-33	2000	愛知県(株)	既
2					
3	塵芥車（パッカー車）では、小型充 電式電池の収集運搬はできません。				
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

事務所の所在地

名古屋市中区三の丸3丁目△番△号

駐車場の所在地

津島市西柳原町1丁目〇〇番
※付近の見取図を添付すること。

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用途	容量	備考
ペール缶	小型充電式電池 運搬用	20L	

小型充電式電池を収集運搬する際は以下の点に十分注意してください。

- ・他の廃棄物と混ぜずに分別して運搬を行うこと。
- ・液漏れ防止や発火防止に必要な措置を講ずること。
例：端子部分をビニールテープ等で覆い絶縁する、濡れないように蓋つきの容器で運搬する 等
- ・強い衝撃が加わる行為は行わない。（パッカー車による運搬は禁止）

(3) 積替え又は保管施設の概要

住所 津島市西柳原町1丁目〇〇番
全体面積 100m² 保管面積 4.5m²
種類 小型充電式電池(汚泥※▲、廃プラスチック類*※、金属くず*)
なお、上記品目は水銀使用製品産業廃棄物を除く。
保管上限 1.0m³ 保管高さ 該当なし

※は、石綿含有産業廃棄物を除く

▲は、水銀含有ばいじん等を除く

*は、自動車等破砕物を除く

小型充電式電池を積替え又は保管する際は以下の点に十分注意してください。

- ・他の廃棄物と混ぜずに区分して保管を行うこと。
- ・液漏れ防止や発火防止に必要な措置を講ずること。
例：端子部分をビニールテープ等で覆い絶縁する
濡れないように蓋つきの容器で保管する(原則、屋内保管)
- ・強い衝撃が加わる行為は行わない。
- ・消防法・火災予防条例による危険物の保管基準等にも留意すること。

※構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

・車両毎の用途

1. キャブオーバ

- ・小型充電式電池（汚泥※▲、廃プラスチック類※※、金属くず*）
蓋つきのペール缶に入れて運搬する。

・収集運搬作業を行う時間

9時～17時（休憩 1時間）

・休業日 日曜、祝祭日、年末年始（12月28日～1月3日）

※は、石綿含有産業廃棄物を除く

▲は、水銀含有ばいじん等を除く

*は、自動車等破砕物を除く

従業員数の内訳

〇〇年〇〇月〇〇日現在

申請者又は 申請者の登 記上の役員	政令第6条の10で 準用する第4条の6に 規定する使用人	相談役、顧問 等申請書の登 記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
4人	0人	2人	50(2)人	100(5)人	100(5)人	20人	276(18)人

(日本産業規格 A列4番)

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(1) 運搬に際し講ずる措置

他の廃棄物と混合しないよう、また雨などで濡れないよう、蓋つきのペール缶に入れて運搬する。

小型充電式電池を収集運搬する際の注意事項は、第2面に記載のとおり

(2) 積替え又は保管施設において講ずる措置

雨などで濡れないよう、蓋つきのペール缶に入れて保管する。

また、屋内で積み替え、保管を行う。

他の廃棄物と区分して保管する。

小型充電式電池を積替え又は保管する際の注意事項は、第3面に記載のとおり

(3) その他

(第6面)
運搬車両の写真

自動車登録番号 又は車両番号	名古屋 100う 33-33		
前 面 写 真	<p>写真の方向等について図示するのが望ましい。</p> <div data-bbox="901 387 1295 474" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第2面と整合を取ってください。</p> </div> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の前面（真正面）を撮影すること。 ・ナンバープレートが確認できること。 <div data-bbox="518 813 1278 981" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>車両の前面及び側面の全体が写真に入るように撮影してください。 セミトレーラ等ナンバープレートが後部にしかないものは、後部から写真を撮ってください。</p> </div>		
	側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の側面（真横）を撮影すること。 ・名称等の車体の表示が確認できること <div data-bbox="379 1491 1310 1693" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業所名）」、「許可番号」）が表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。</p> </div> <div data-bbox="742 1709 1437 1910" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>新規申請の場合は、 “運搬車には、「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業所名）」及び「許可番号」を車体の両側面に鮮明に表示します。”と記入してください。</p> </div>	
撮影		年	月

(第7面)

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	ペール缶	用途	小型充電式電池運搬用
<div data-bbox="683 405 1385 528" style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center;">第2面と揃えてください。 用途については、該当する品目の名称を全て記載してください。</div> <p data-bbox="400 607 528 640">注意事項</p> <ul data-bbox="400 645 970 678" style="list-style-type: none">・ 容器の全体が写るように撮影すること。			
撮影			年 月 日

運搬容器等の名称		用途	
<p data-bbox="400 1536 528 1570">注意事項</p> <ul data-bbox="400 1574 970 1608" style="list-style-type: none">・ 容器の全体が写るように撮影すること。			
撮影			年 月 日

保 管 計 画 書

産業廃棄物の種類	保 管 方 法	保管面積 (m ²)	保管容積 (保管上限) (m ³)	保管高さ (m)	備 考
小型充電式電池 (汚泥※▲、廃プラスチック類*※、金属くず*) 以上、水銀使用製品産業廃棄物を除く。 ※は、石綿含有産業廃棄物を除く ▲は、水銀含有ばいじん等を除く *は、自動車等破砕物を除く	建屋内 ペール缶に入れて保管	4.5	1.0 (1.0 t)	—	1日当たりの平均的搬出量の0.5日分
	小型充電式電池を積替え又は保管する際の注意事項は、第3面に記載のとおり				
合計 3 品目		4.5	1.0		0.5日分
所在地 津島市西柳原町1丁目〇〇番		管理責任者 一宮 さくら			合計が7日を超えないこと。
全体面積 100 m ²		保管面積 (合計) 4.5 m ²		保管容積 (合計) 1.0 m ³	

(注) 保管施設が複数ある場合は、それぞれについて作成すること。

保管施設の平面図、立面図、構造図及び数字の根拠となる資料を添付すること。

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業許可申請等に係る規制法令確認状況表

確認年月日	確認先	法令名	確認結果	チェック欄※
〇〇年 〇〇月〇△日	〇△市消防本部 予防課 〇〇△〇-〇〇-△△〇〇	消防法、 〇△市火災 予防条例	リチウムイオン電池の保管場所が危険物の屋内貯蔵所に該当するため、許可申請手続きを進め、〇〇年〇△月〇〇日に許可を受けました。	
—	—	—	当該事業を行う地番の用途地域は、「準工業地域」となっている。	

注1) 確認先の欄には、担当部署名、担当者の名前、電話番号を記入してください。

注2) ※には記入しないでください